

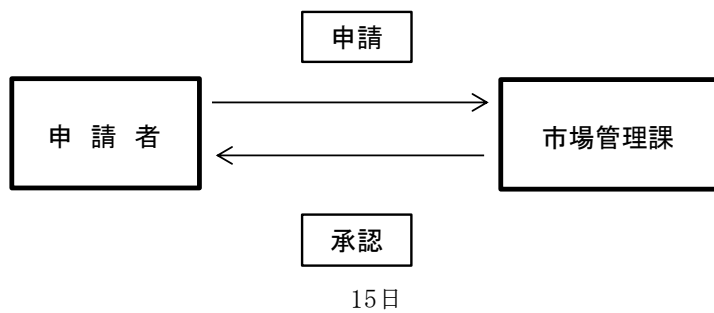
## 審査基準及び標準処理期間整理個表

番号 41

処 分 名	松山市公設水産地方卸売市場の売買参加者の承認	
処 分 の 概 要	松山市公設水産地方卸売市場の売買参加者として承認する。	
根 拠 法 令 名	松山市公設水産地方卸売市場業務条例(平成23年条例第17号)	
条 項	第26条第1項	
所 管 課	市場管理課	
経由機関での処理期間		なし
所管課での処理期間		15日
標 準 処 理 期 間	計	15日
判 断 基 準	<p>松山市公設水産地方卸売市場業務条例第26条第3項に該当しないこと。</p> <p>【根拠法令等】                      松山市公設水産地方卸売市場業務条例                      (売買参加者の承認)                      第26条 売買参加者になろうとする者は、市長の承認を受けなければならない。                      2 前項の承認を受けようとする者は、規則で定めるところにより、承認申請書を市長に提出しなければならない。                      3 市長は、第1項の承認の申請が次の各号のいずれかに該当する場合を除き、同項の承認をするものとする。                      (1) 申請者が破産者で復権を得ないものであるとき。                      (2) 申請者が卸売の相手方として必要な知識及び経験並びに資力信用を有しない者であるとき。                      (3) 申請者が当該申請に係る市場の卸売業者若しくは仲卸業者又は卸売業者若しくは仲卸業者の役員若しくは使用人であるとき。                      (4) 申請者が第28条又は第73条第3項の規定による承認の取消しを受け、その取消しの日から起算して1年を経過しない者であるとき。</p>	

※根拠法令や審査基準の内容全てを記載することができない場合は、  
それらが記載された文書等の縦覧をもって代えることができる。

手続の流れ



※根拠法令や審査基準の内容全てを記載することができない場合は、  
それらが記載された文書等の縦覧をもって代えることができる。